

WEB 会議システムを利用した山口県都市計画審議会の出席等の取扱いについて

WEB 会議システムを利用した山口県都市計画審議会の出席等の取扱いを下記のとおり定めることについて、山口県都市計画審議会条例（昭和 44 年山口県条例第 22 号）第 10 条の規定により、お諮りします。

記

- 1 WEB 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）の利用において、会長による委員の出席状況の確認以降に映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が送受信できるときは会議（山口県都市計画審議会条例第 5 条に規定する会議をいう。以下同じ。）に出席しているものとして取扱う。
- 2 WEB 会議システムの利用において、事務局等による説明終了から採決までの間に音声が送受信できなくなり、審議又は採決に参加できないときは、当該 WEB 会議システムを利用する委員は、その会議を欠席したものとして取扱う。
- 3 WEB 会議システムの利用による出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
- 4 WEB 会議システムを利用する委員は、映像及び音声を第三者に視聴させてはならない。
- 5 山口県都市計画審議会条例第 7 条第 1 項により置かれた部会における WEB 会議システムの利用については、前記 1 から 4 の規程を準用する。